

平成 30 年 9 月 定 例 会

富士山南東消防組合議会会議録

平成 30 年 8 月 20 日

富士山南東消防組合議会

平成30年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録目次

(8月20日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○報第 1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）	4
○承第 1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合格約の変更について）	4
○認第 1号 平成29年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について	5
○議第 7号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）	7
○一般質問	8
○閉会の挨拶	26
○閉会の宣告	26
○署名議員	27

平成30年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録

議事日程

平成30年8月20日（月曜日）午後2時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
日程第 4 承第 1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合規約の変更について）
日程第 5 認第 1号 平成29年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 議第 7号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
日程第 7 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
日程第 4 承第 1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合規約の変更について）
日程第 5 認第 1号 平成29年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 議第 7号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
日程第 7 一般質問
-

出席議員（10名）

1番	堀江和雄君	2番	松田吉嗣君
3番	柏木豊君	4番	井出春彦君
5番	石渡光一君	6番	土屋俊博君
7番	下山一美君	8番	佐野利安君
9番	勝又明君	10番	杉本和男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者 長 豊岡武士君 副 管 理 者 長 高村謙二君
三 島 市 長 堀 野 市 長

副 管 理 者 長	池 田 修 君	代 表 監 査 委 員	三 間 信 彦 君
消 防 長	齋 藤 忍 君	消 防 次 長	古 木 稔 君
三 島 消 防 署 長	風 間 光 明 君	裾 野 消 防 署 長	西 島 弘 己 君
長 泉 消 防 署 長	加 藤 浩 昭 君	総 務 課 長	一 之 瀬 徳 博 君
予 防 課 長	久 保 田 真 雄 君	警 防 救 急 課 長	小 澤 達 也 君
通 信 指 令 課 長	入 倉 一 弥 君		

議会事務担当職員

書 記 長	羽 田 浩 二 君	書 記	高 梨 雅 規 君
書 記	廣 瀬 正 晃 君		

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○議長（土屋俊博君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより平成30年富士山南東消防組合議会9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（土屋俊博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（土屋俊博君） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者及び監査委員宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に、1番 堀江和雄君から遅刻する旨の届け出がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（土屋俊博君） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、4番 井出春彦君、5番 石渡光一君の両君を指名いたします。

◎報第1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第3 報第1号 専決処分の報告についての報告を行います。
本件について、当局から報告をお願いします。

齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） ただいま上程になりました報第1号 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

これは、本年2月1日の午前6時23分ごろ長泉町納米里地先で発生しました救急事案に救急隊とともに出動しました長泉消防署の消防車が、現場活動終了後、帰署するため現場近くの空き地にて車両を反転させた際、当該敷地内にありました污水管に車両を乗せてしまい、樹脂製のふた及び立ち上がり管を損傷させたもので、修理に要しました費用3万円を全額当組合が負担することで示談が調いましたので、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をいたしました。

以上、御報告申し上げます。よろしくをお願いします。

○議長（土屋俊博君） 報告が終わりました。

ここで、議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につき、おおむね3分をめどとすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

これより、本件について質疑を許します。

[発言する者なし]

○議長（土屋俊博君） ないようであれば、本件についての質疑を打ち切ります。

◎承第1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合理約の変更について）

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第4 承第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明をお願いします。

齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） ただいま上程になりました承第1号 専決処分の報告と承認につきまして

て御説明を申し上げます。

これは、静岡県市町総合事務組合の構成団体でありました川根地区広域施設組合が本年3月31日をもって解散しましたことから、静岡県市町総合事務組合の規約を変更するもので、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づいて専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより承第1号 専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、承第1号は報告どおり承認されました。

◎認第1号 平成29年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第5 認第1号 平成29年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） ただいま上程になりました認第1号 平成29年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により調製いたしました歳入歳出決算につきまして、同条第2項による監査委員の審査に付し、その意見をつけて、同条第3項の定めるところにより議会の認定をいただきたく御提案申し上げるものでございます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

お配りしております平成29年度歳入歳出決算書の30ページをごらんください。

平成29年度の一般会計歳入歳出につきましては、歳入総額は27億8,147万1,743円、歳出総額は27億905万7,271円、歳入歳出差し引き額は7,241万4,472円となります。

続きまして、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

決算書の8ページから13ページを随時ごらんください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金は、収入済額24億1,005万3,250円で、構成比は86.6%になり、内容は構成市町からの負担金でございます。

次に、2 款使用料及び手数料です。収入済額560万1,800円で、構成比は0.2%となっており、管内の危険物施設に係ります許認可事務手数料が主なものとなります。

次に、4 款県支出金です。県支出金は、収入済額1,616万円、構成比は0.6%で、全額が県の一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金となります。

次に、10ページ、7 款繰越金は、平成28年度会計の繰越金8,399万8,750円で、構成比は3%となっております。

8 款諸収入は、収入済額4,965万7,943円、構成比1.8%で、派遣職員の人件費負担金のほか高速道路における救急業務に係る支弁金が主なものとなります。

最後に、9 款組合債につきましては、収入済額2億1,580万円、構成比7.8%で、新署所建設用地の取得に係る経費のほか、はしご付消防自動車の整備に充てます組合債になります。

以上、歳入合計は、予算現額27億8,130万円に対し、収入済額27億8,147万1,743円の決算となっております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

決算書では、14ページから29ページを随時ごらんください。

まず、16ページ、2 款総務費は、支出済額1億9,695万5,682円、構成比7.3%で、主な支出は、職員の被服整備費用や事務系電子機器及びネットワークの維持管理経費のほか、退職手当組合への負担金や職員の健康診断経費等が主なものとなります。

次に、20ページ、3 款消防費です。1 項の消防費決算額は25億1,121万3,230円、構成比92.7%で、消防職員人件費や救急高度化事業、消防防災事業、消防指令センター運営事業等に係ります経費のほか、新署所用地の取得費用やはしご付消防自動車の整備費用の決算となります。

次に、26ページ、4 款公債費です。決算額は11万2,152円で、組合債の償還利子及び一時借入金の利子となります。

以上によりまして、予算現額27億8,130万円に対し、支出済額は27億905万7,271円で、97.4%の執行率となっております。

なお、別冊としてお配りしております29年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書もあわせてごらんいただきますよう御案内を申し上げます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げて、決算提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋俊博君） 次に、代表監査委員から決算審査の報告を願います。

三間代表監査委員。

○代表監査委員（三間信彦君） ただいま上程になりました認第1号 平成29年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成29年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員を代表して審

査結果を御報告申し上げます。

審査の結果でございますが、決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証書類と符合して正確であり、平成29年度における収支決算額を適正に表示しているものと認めましたので、御報告申し上げます。

審査結果の詳細につきましては、お手元に配付されております平成29年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算審査意見書に記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（土屋俊博君） 以上で当局からの説明並びに監査委員の報告が終わりました。

これより、認第1号について質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより認第1号 平成29年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋俊博君） 起立全員と認めます。よって、認第1号は原案どおり認定されました。

◎議第7号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第6 議第7号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案を議題といたします。

本件について、当局からの提案理由を願います。

齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） ただいま上程になりました議第7号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案について、提案の要旨を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算額より260万円を減額し、総額を27億6,700万円から27億6,440万円にしようとするものでございます。

補正予算書7ページから19ページをごらんください。

まず、平成29年度富士山南東消防組合会計の剰余金が7,241万4,472円でありましたことから、平成30年度会計における繰越金の増額を行うとともに、各市町の負担金の減額をするものでございます。

各市町の減額金額は、三島市が3,441万円、裾野市は2,227万5,000円、長泉町は1,572万8,000円となります。

次に、管内在住の方より、救急車両等の整備のためにという申し出で5,000万円の寄附申し出があり、既に入金をいただいております。このことから、歳入6款の寄附金を5,000万円増額するとともに、寄附金全額を消防施設費の備品購入費に充当させていただくため、4款県支出金を1,000万円、9款組合債を4,260万円減額するものです。組合債の減額につきましては、車両整備に要します財源の振りかえ等により減額をするものです。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

21ページをごらんください。

まず、本年6月、三島消防署に配備しております救急車のエンジンが破損をいたし、エンジンの乗せかえ修繕が必要となりましたことから、3款1項1目常備消防費の需要費を73万円増額し、その財源として22ページの5款1項1目予備費を73万円減額しようとするものです。

次に、21ページに戻りますが、3款1項2目消防施設費の18節備品購入費のうち、救急資機材充実強化のため機械器具費を276万円増額する一方、同節自動車購入費より車両の入札差金分536万円を減額し、18節全体では260万円を減額しようとするものです。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第7号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第7号は原案どおり可決されました。

◎一般質問

○議長（土屋俊博君） これより、日程第7 一般質問を行います。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質問は本日1日で行いますので、質問時間は答弁を含め40分以内でお願いしたいと思います。

なお、当局は、議員の質問に対し明確に答弁することを要望いたします。

これより発言順位に従いまして、3番 柏木 豊君の発言を許します。

柏木 豊君。

〔議員 柏木 豊君登壇〕

○議員（柏木 豊君） それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきますが、その前に、この場をおかりしまして、去る7月に発生しました西日本豪雨災害によりまして亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げさせていただきます。

それでは、質問に入ります。

消防は、火災、地震などの災害から住民の生命・財産を守り、私たちの暮らす地域の安全・安心のために大切な役割を果たしています。

しかし、近年、大きな地震、風水害の多発により、社会の不安が高まり、消防がより大きく強力な体制のもとで活躍をするニーズが高まって、消防の広域化が進められてきました。

当富士山南東消防組合も発足から3年目を迎え、齋藤消防長が一生懸命で、努力をして組織のつくり上げをされているということは十分承知をしておるところですが、この広域化の最大の目的である消防体制の整備・充実・強化、このことにつきまして何点か質問をしてみたいです。

まず、消防力の整備指針第23条の整備計画、これがどのようになっているのか。また、第32条の資格者要員は確保をされているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（土屋俊博君） 当局、答弁願います。

小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 消防力の充実についてお答えいたします。

充足率の算定につきましては、総務省消防庁が示す消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づいて算定するものです。

まず、消防水利の充足率算定につきましては、地図上に一辺の長さ、近隣商業地域……

〔「ちょっと違うよ、そこまでいっていないよ」と呼ぶ者あり〕

○警防救急課長（小澤達也君） すみません。職員の充足率についてお答えいたします。

〔「すみません、ちょっと要点が違っているような気がするんですけども」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 総務課長、一之瀬課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） ただいま御質問の消防力の整備指針の第23条につきましては、消防本部署所の耐震化等というところになります。こちらにつきましては、広域消防運営計画のほうにも記載がございますけれども、建物的には全ての建物は耐震化が済んでございます。

ただ、非常用電源の一部未設置の箇所がございます。こちらにつきましては今後、署所の統合によります分署の建設の際には、非常用電源の確保、それから少なくとも指令、受令が受けられるような受令装置の非常電源につきましては、ポータブルの大口の電源で賄えるように整備をしてございます。

次に、第32条の予防要員の関係でございますけれども、消防本部、署所には立ち入り検査、防

火対象物ですとか危険物施設の立ち入り検査に当たる職員をしっかりと置きなさいということで消防庁の整備指針ではこれが決められてございます。

当消防本部では、算定いたしますと、こちら予防要員の算定人員は42名になります。実員はどうかという話になりますと、消防本部の予防課の職員及び長泉署、裾野消防署の消防室の職員を含めまして14名ということで、充足率的には57.3%の充足率になっております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 第32条の関係につきましては、まだまだこれから充足率を高めて体制整備をしていかなきゃならないということを感じたわけですがけれども、ここの第32条で言っている予防要員の技術資格者、これについてはどんなふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） ただいま御質問の予防技術検定の有資格者になりますが、こちらには3つの区分がされておまして、防火査察に関するもの、それから消防用設備に関するもの、それから危険物ということになってございます。

当消防本部では、現在、こちらの資格を持っている者が、防火査察が50名、消防用設備が20名、危険物が27名で、延べ97の資格を持っております。ただし、職員でこれら3つの資格を全て持っている職員がいますし、1つのものしか持っていない職員もおりますので、職員的には56名となって22.5%の構成になっております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） こちらのほうは、これから後で話します予防体制という部分では、ある程度を補っていきけるのかなという感じがいたします。

それでは、次に消防力の関係の人員の充足率について伺ってまいります。

消防は、その施設及び人員を活用して、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助並びに災害への対応、応急等を確実に遂行して、住民生活の安全・安心を確保することを責務としておるわけですが、この消防力の基準は、消防力の計画的な整備、これを推進するために必要な施設、人員、こういったものの基準が示されておるといふふうに理解しております。

消防力強化を大前提とする広域化、こういうことであれば、まず組織として消防力の基準を満たすことが重要だと思います。

そこで、まず伺いますのは、この開設時3カ年の中で、年度ごとの人員の充足率はどのように変わってきているのか御答弁いただきたいと思っております。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 柏木議員の御質問にお答えいたします。

当消防本部は、広域化当初247名の職員数でございました。これは、3消防本部の職員を合わせて247名でございました。その後、広域組織の組織が大きくなったということで、県内における消

防本部の中でも大きさが変わるわけです。県内で広域を進めているところも、当然ほかの部署でもありますけれども、そういった中で県の航空隊への派遣職員、それから県の消防学校への派遣職員が、その組織規模によって輪番で来ているということで、皆様方の御理解をいただきまして2人増員をさせていただきまして、現在は249名になってございます。

249人の職員が、消防力の整備指針から何%の充足率かということになりますと、当本部で計算をいたしますと、基準数は現在のところ390人、消防力の整備指針に合わせますと390人になります。現員数は249人ですので、充足率は64%ということになります。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） この充足率でいくと64%ということで、必要な人員は390名、こういうことで非常に大きな数字になるわけですが、いずれにしても、職員の絶対数が少ないと、一定の人事のローテーションができなかったり、職員の兼務が多くなったり、人材の育成という大事な部分が非常に困難になる。そうしますと、住民サービスの向上にはならないというふうに結局考えるわけですが、この充足率を今後どうするのか、今後の計画について伺います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

先ほど述べさせていただいたとおり、職員の充足率につきましては、消防力の整備指針に基づきますと64%ということで、一般的に考えますと100%に当然近づく努力は、消防本部としてもしていかなければいけないと思っております。

ただ、一方で、3消防本部が広域化するときに、各市町の定員管理の中で決められた定数、消防職員数がございますので、そこにはその、身の丈にあったというんですか、財政力、それから人員管理をしていく中で必要となった数、定数がそういった数だったということになるかと思えます。

ただ、今後、消防力の整備指針が、基準が一部今年度見直しになるということがございますので、その基準に合わせた中で、どういった部門の人間が少なく足りていないのかということをよく検討し、その評価をもってまた市町とも協議をさせていただく等の努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 裏づけが財政という、結局その部分になる話なものですから、なかなか当局とすると答弁に口ごもるというような部分が出てくると思います。

今の話でありますように、これから詰めていく部分を、各市町と協議をしてという部分が常につきまってくるわけです。この辺は、相当頑張っていただかなきゃならないと思うわけですが、ここでちょっと管理者にお伺いをいたしますが、こういった整備体制、数値が兼務体制等も含めてこれから整備指針が示されて、その中で検討されるということですが、こういった要するに一番重要な人員枠というものにつきまして、御理解をいただくような方向で進めていただきたいと

思うわけですが、御所見をひとつお願いしたいなど。

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 柏木議員にお答えを申し上げたいと存じます。

大変、柏木議員は消防のことにつきましては御見識が高いわけでございまして、おっしゃるとおり、この整備指針に沿った人員の拡充ということは極めて重要なことだというふうに考えております。

お話にありましたように、市民、町民の生命・身体・財産を守る消防は、まず基盤であるわけでございまして、不断に整備拡充を図っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

しかしながら、それぞれの市町の財政状況等もございまして、また普通の職員の定数管理ということもかなり厳密に行っているところでございますので、そういう中で、それぞれの市町の議会の御理解をいただくことが重要であるわけでございます。

今、一昨年のお魚川の大火災を受けて、消防庁におきましてこうした整備指針を検討しているということを知っているところでございまして、その整備指針が出されました後、よく内容を検討いたしまして、できる限り議員、おっしゃるような整備に向かって努力をしてみたいと思っているところでございます。

これ人員のみならず、高度な機器を導入することによりまして、人員が少なくても消防力が高まるような方策もあるのではないかなと思いますので、そういう点も勘案しながら今後、努力をしてみたいというふうに考えております。

きょう、両副管理者もいらっしゃいますので、よく御理解をいただきながら、よく協議をしながら、その柏木議員のお話の方向に沿って努力をさせていただくということで御答弁とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） それでは、次に消防水利の基準について伺います。

広域消防の運営計画、これでは消防水利については市町の管理する業務となるが、日常の点検業務は組合で実施するという、こういうことになっております。

現在、この市町の充足率、これは何%になっているのか、まずこの点をお答えいただきたいと思えます。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 消防水利の充足率についてお答えいたします。

消防水利の充足率算定につきましては、地図上に一辺の長さが近隣商業地域等は140メートル、市街地及び準市街地は170メートル、その他の区域は200メートルの正方形のメッシュを記入し、メッシュ内に消防水利がある場合は充足しているものと算定します。

2市1町合計で2,104カ所に区画されます。そのうち、1,726カ所に消防水利が設置されているため、充足率は約82%になります。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 82%ということですが、この市町でそれぞれ設置を進めていくと、こういうことになるわけですが、これらのことにつきまして設置要請、市町への要請、市町の自主性に任せているのか、それとも充足率が不足している部分を市町に要請をして充足率を高めていくというような方策をとっているのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 充足されないところには、管理をしているのが消防になりますので、調査を行い、年間を通して充足率が足りないところには働きかけているということをお知らせしていくということになります。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 今度働きかけていくということなものですから、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、この水利の関係で最後になりますけれども、市町の開発行為における消防水利の同意、これのそれぞれ市町の指導があると思うんですが、この指導要綱そのものが各市町の統一された指導でされているのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 各市町で土地利用時に規定しております消防等の整備に関する、これは指導になります。これは、各市町で制定されているものになっていますので、消防本部としては、当管内では三島市、長泉町、裾野市それぞれの違った基準で行っております。整備を行っている状況になります。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） それぞれの指導要綱でということですが、求めておるものということと同じというふうに理解をしてよろしいですか。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 若干規定が違っておりますので、各市町で基準が違っておりますので、例えば耐震水槽の水量にしましても三島市では、40トンの耐震水槽、各市町では、裾野市とかでは建設の、その地域の床面積に沿って20トンであるとかと、そういうものが自由なので、統一されておられませんので、広域化するときにそれを統一するべきなのかという話もあったんですけども、一応各市町でつくってできている基準なので、各市町に沿った基準で今後も指導していくということになっております。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 今の要するに話ですと、消防力の基準に合致しないというふうに思うわけですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 消防水利の基準におきましては、先ほど申し上げましたとおり算

定、充足の算定というものは決まっております。あと、耐震水槽の設置基準も、これもほぼどうか全く同じ状態で決まっておりますので、消防水利の設置についての基準については大きく違いはないというふうに認識しております。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 今、20トンの部分というのが話があったわけですが、20トンの部分、防火水槽というのはどういう位置づけになるわけですか。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 私のほうから柏木議員の御質問にお答えさせていただきます。

今言われました20トンというのは、消防水利としては認められません。40トン以上でありますので。

先ほど警防救急課長が申しましたのは、メッシュの中で百何十メートル、140メートル、170メートルとありましたけれども、これは地域ごとに基準が違いますので、それが商業地域でしたら半径140メートルで包含するのですよ、その他の地域であったらもうちょっと広くてもかまわないですよというのが消防力の整備指針に書いてございます。ですから、こちらについては、この構成市町2市1町、この消火栓をつける、防火水槽をつけるという基準につきましては全く同一のものになります。

土地利用に関しては若干市町ごとに差がございますけれども、消防水利の基準につきましては全く同一のものでやらせていただいております。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 次に行きます。

次は人事管理についてお伺いをいたします。

当組合にとっては、職員は最大の財産であるわけですが、職員の人材価値の高まり、こういうものは管内の地域力の向上を意味していると思います。

職員にとって組織は自己実現の場であり、組織における活動によって自己能力を開発・伸長し、生きがいを見出していくというふうに考えます。よって、人事管理においても、組織と職員との間に発展的な相乗関係を生み出していくことが望まれると思います。

組織として職員に何を期待し、どのような知識、技術、技能を求めていくかというのを明らかにして、職員は何に努め、管理者は何を指導教育すればよいのかの方向、こういったものを示して職務に邁進できるよう、効果的な人材育成をしていくべきだろうというふうに思います。

そこで、まず、国におきましては人材育成の基本方針の策定をそれぞれのところへ求めて、その指針を定めておりますが、当組合ではその指針が策定されているのかどうか、まずお伺いします。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 人事管理についてお答えいたします。

当消防本部では、現在、ただいま柏木議員さんの御質問に御指摘があったような人材目標、育

成の目標というものが合致するかどうかはちょっとわかりませんが、人事評価制度の中で消防本部としての大目標、それから中目標とそれぞれ今度は各所属ごとの目標立てをしてございます。

その中で、人事評価を行うときに、それぞれの部署で所属長以下評価者のほうから、部下職員に目標と、その職員の目標と組織の目標については説明をさせていただいて、目標達成のために何が劣っているのか、何がすぐれているのかということ半期に1度、また面談をして決めるようにしてございます。これはどの市町でも同じかと思いますが、そういったところの面談の中で目標設定等は御説明をさせていただくというところでございます。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） まだ基本方針が策定をされていないというふうに理解をするわけですが、次に、職員の定員管理、採用計画、こういったものは十分検討されてきたと思います。

先ほども、この人員枠の関係については管理者からも御答弁をいただいたわけですが、これにつきまして、今年度の中で最終的に計画を積み上げるというふうに理解をしてよろしいのかどうか。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 定員管理につきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおり消防力の整備指針の一部見直しが今年度予定されております。それに基づいて、今後、総合計画の策定を現在、委員会の設置要綱をつくって総合計画の策定を進めているところでございますが、その中で定員管理につきましては、改正されます消防力の整備指針に基づいてまた検討をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（土屋俊博君） 齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） 1点つけ加えさせていただきますけれども、私が一昨年この消防本部に来て、職員に対して何を言ったかということなんですけれども、要は常に住民の目を気にしながら仕事をしてくださいよというのがまず1点。これは、広く我々は公衆に奉仕する、そういう身分なんだよと。高い倫理観もそうですし、信頼感があるように、こういったことを大事にしなさいよということです。

それに加えて、飯の種だから勉強しろということをおっしゃってあります。要するに、予防の仕事、救急の仕事、専門分野いろいろあるわけですが、いずれにしても一人一人の資質が高まれば、非常に上がってくるということです。

例えば、非番週休のことを考えながら仕事をしていて、早く8時半になるのを待つというような人間がいた場合、いるかどうかはわかりませんが、いた場合、そうじゃなくて、市民・町民のことを絶えず気にしながら仕事をしていけば、そんなことがないわけです。当直中に勤務をしていて自分の仕事が残った、そうすればそれを片づけるために非番若干残って行って仕事をしようと、そういった人間がふえていけば、質が高まっていけば、これは整備指針、いろいろ言われていますけれども、国とか県が示すような体裁を整えるんじゃなくて、要は先日の行政視察の

ときに私つまらないこと言っちゃいましたけれども、世界を見ているんだと、富士山南東は世界を見ているんだということを言いましたけれども、そうじゃなくて、富士山南東の職員は、全員が市民のことを見ていると、そんな形で進めば質が上がって、20%以上仕事をもうちょっとやってみようかという職員が出てくれば、当然2割の職員がふえるような計算になるわけですから、そういった組織を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 今、消防長のほうから非常に強固なリーダーシップを持って職員の育成指導に努めているというようなお話をいただいたわけです。

私が、消防長が災害現場へいち早く単独で出向いたり、いろんなことをしていることを見たり聞いたりしております。大変な努力をされて、いろんな要するにこの大変な組織をまとめ上げてきているということには本当に敬意を表しております。ぜひ引き続いて御努力をいただきたいというふうに個人的には強く思っているわけですが、そういう意気込みの中で組織運営をされているということは十分理解ができました。

それでは、次に行きます。

人事評価制度、先ほど総務課長さんのほうからもお話があったわけですが、これは各人の能力、貢献度、仕事の適正バランスを維持するための指標を特定する非常に重要な機能だと言われております。

評価の狙いとしては、個々の職員に困難な課題解決能力と高い実績を上げることが求められており、能力実績に基づく人事管理の徹底と組織全体の士気高揚、公務能力の向上を図り、高い能力を持った職員の育成と住民サービスの向上の土台をつくることを目指していくということで、今のお話があったような形で進んでいると思うわけですが、この人事評価を29年度実施をされているわけですが、この評価はどのような結果分析がされたのかお伺いをいたします。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 当消防本部では、平成29年度に職員の身分替えがございまして、新たな人事評価制度を構築して実施をしております。

そんな中で、今、柏木議員さんの御指摘がございましたどのように分析をしているかという件なんですけど、従前、各市町で人事評価制度は職員がやってきているわけですが、その中で、もっと消防組織に特化した人事評価制度をゼロから、要綱から作り直しております。

そういった中で、目標達成の度合いの認識が職員ごとに異なるところがございましたので、1点は評価者のほうから注意なり是正の指導をしております。

また、評価者が評価の熟成にまだなれていないというか期を熟していないものですから、その辺も注意喚起というよりも、29年度末にまた研修会を開いて統一な目線で職員がちゃんと評価できるようにということで研修会を何回か開いております。

この委託業者に委託をして一部要綱の策定、評価指標の策定をお願いしているわけですが、ト

一タール14回ほどこちらのほうに足を運んでいただきまして、研修、それからその要綱を設定するまでの協議の指導、こちらを職員と一緒に協議を重ねてまいりました。

詳しい分析ということがピンポイントでお答えになっているかどうかはわかりませんが、先ほど柏木議員さんがおっしゃられました高い人材育成と組織マネジメント向上を目指して今後も努力してまいりたいと思っております。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） この人事管理の最後にしたいと思いますが、最後にこの人材育成並びに公務効率の維持及び適正な運営を確保するため、このようなことから勤務成績がよくない、職員の適格性に疑いを持つとか、こういった要するに職員、あるとかないとか難しいところだと思うんですけども、こういった職員に対する特別指導、こういった要するに要綱等を定めてやはり組織として対応していく必要があるんだろうというふうに思うわけですが、この辺について伺いたします。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 柏木議員の御指摘の御質問についてお答えさせていただきます。

職員は、先ほど消防長が申しましたように高い倫理観を持って公務に当たるということが第一にあるわけですが、時にはその目標設定に足らない、または問題行動を起こしてしまうような職員もいるところがございます。

当然、各所属長はそういったときには個人面談をするなり指導するなりするわけですが、それ以外に、内容によっては分限処分や懲戒処分の対象になるようなものもございますことから、その事実関係を把握し、その処分の目的、それから性格に照らして総合的な判断をしていくことが大事ななと思っております。何でもかんでも処分ということではなく、なぜそのようなことに結びついていくのかという動機、原因等も十分検証して対応に当たってまいりたいと考えております。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 次に、はしご車の関係で御質問いたします。

昨年11月に新たに新しいはしご車が納入をされたわけですが、このはしご車、車両自体の幅というのが広くて全長も長いため、当然進入できる道路幅、こういったものに制限が結局あり、いざという出動に備えて管内の高層大型建物への出動経路の確認、それからはしごを伸ばすための空地の確保、こういったことがされているのか、日々現地調査を行っていくことが当然必要だと考えるわけですが、これらの調査をもとにそれぞれの研修を行ったり、基本的な操作訓練、応用訓練、こういったものを行って隊員が情報の共有を図りながら技術向上に励んでいくことが大変重要だろうというふうに考えます。

それで、現在、この当管内に中高層建築物が何棟あるのか、そのうちのはしご車が架梯できる棟数はどのくらいなのか、まず伺いをいたします。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 管内に4階以上の防火対象物の数となりますけれども、現在、約800棟近くの対象物がございます。

全ての対象物について、走行路や架梯箇所の確認はまだ済んでおりませんが、今後も警防調査を続け、架梯や電線等で消防活動に支障を来す箇所があるような場合は市町に情報提供をし、危機管理に役立ててまいります。

○議長（土屋俊博君） 残り時間3分切りますので、まとめてください。

柏木 豊君。

○議員（柏木 豊君） 非常に800棟の中でどこがあるかという、架梯できる部分が全部じゃないというようなことですが、いずれにしても、車両が車庫にいるようなことであってはならないわけです。

それで、特にいろいろ要するに開発行為等で指導をして、それで空地等の確保、こういったものがそれぞれの市町の中で確保されるような方策が講じられていると思いますが、そういった要するに指導体制が統一されているのかということと、もう一つは、このでき上がった段階、建物が要するに完成した段階ではしご車を架梯して確認をするとか、そういういろいろな要するにことを日常の中でしていくことが必要だと思います。

まずそのことと、それから、これは管理者にちょっとお願いしたいわけですが、いずれにしても、これは見た感じで申し上げるわけですが、冒頭言いましたように、道路の狭隘とかいろいろな問題で走行できないというような部分も多分にあるかと思うわけです。こういう問題につきましては、少なくとも各市町のほうに障害物の除去についてそれぞれ要請をして、はしご車が架梯できるような方策をとっていただくような形でお願いをしたいと思うわけですが、ひとつ御所見をお願いします。

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者、時間がありませんので、簡単にまとめてください。

○管理者（豊岡武士君） 万が一の場合、はしご車が縦横に活動できないと困るわけでございますので、最近の、近年の高層建築物の場合には、道路が6メートル以上あるということであるとか、また空地を確保するということが義務づけられているわけでございますのでそんなことはないと思いますけれども、これまで、過去に建築されましたものの中には、非常に活動がしにくい、あるいは障害物等があるものがある場合もあるかなというふうに思っておるところでございます。この点につきましても、消防と一体となりましてできる限り調査をして、活動に支障がないように努めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（土屋俊博君） 柏木 豊君、まとめてください。

○議員（柏木 豊君） じゃ、最後に、予防の関係でお願いをしたいと思います。

過日、当組合の行政視察で、佐賀とそれから久留米のほうに行かせていただきまして、そのときに、久留米の広域の中でいろいろお話を伺ったわけですが、それは予防業務の一元化ということでございます。

これは、署と本部にある予防を本部に統一して、常時要するに違反是正チーム、推進チームを

つくって査察等も含めて対応しているというふうなことであります。

○議長（土屋俊博君） 以上で3番 柏木 豊君の発言を打ち切ります。

○議員（柏木 豊君） ちょっと途中になりましたけれども、残念ですが終わりにいたします。

○議長（土屋俊博君） 次に、7番 下山一美君の発言を許します。

下山一美君。

〔議員 下山一美君登壇〕

○議員（下山一美君） 質問させていただきます。

ただいま、柏木議員から消防体制の充実・強化等ということで、特に広域化後の消防の人事管理及び消防力の基準充足率等について詳細にわたる質疑がありました。私も重なる部分がありますので、重なる部分については省いて、基本的に同趣旨の質問をさせていただきたいと思います。

2016年の4月に富士山南東消防本部の運用が開始されて、およそ2年半が経過した時点で、改めて広域化の協議の際に標榜された広域化の効果などについて伺いたいと思います。

最初に、消防組織法第31条では、市町村の広域化は、消防の体制整備及び確立を図ることを旨として行わなければならないとされています。

そこで、広域化によって整備及び確率された組織、人員、体制、設備など、この法がいう体制整備確立について、どのように整備されていたのか伺いたいと思います。

先ほど、さっきも言いましたように同趣旨の質問がありますので、それ以外の部分で答弁がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 下山議員の御質問についてお答えさせていただきます。

消防広域化の効果につきましては、まず組織、体制面といたしましては、初動体制の強化や増援体制の充実、それから多数傷病者事故等への対応力が強化されたほか、既に広報紙等でもお知らせをさせていただいておりますけれども、現場到着時間の短縮が図られております。また、複数の消防隊、救急隊の指揮を支援いたします指揮支援隊を設置し、円滑な現場活動に寄与しております。

予防査察、予防面ですね、予防面でいきますと、予防査察や防火管理指導が充実してございます。また、救急救命士の資格者がふえることによりまして、救命措置の高度化、それからまた職員にとっては多くの災害事案を経験することや、また情報共有することで組織力の強化にもつながっております。

施設面や設備面では、広域消防運営計画に基づいた整備が図られておりまして、平成28年、29年度の2カ年ではしご付消防自動車のほか、消防車、救急車、計5台の車両整備と伊豆島田地先に分署の用地を確保することができました。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 人員については先ほど質疑があったわけですが、御答弁の中で、消防力の

整備指針の見直しに、指針に対してその充足率が基準の390人に対して現在249人と、約64%だという御答弁がありました。恐らく全国の広域化、広域消防の中でも、64%というのは決して少な過ぎるわけではない、同様な率の状況が多いのではないかとこのところ、これは消防力の整備指針が高過ぎるわけじゃなくて、実態、財政面での問題とか人員面等、市町における要因が多くを占めるところで、可能な限り消防力の整備指針に近づける努力を、先ほど管理者からも御答弁がありましたけれども、これは私からもお願いをしていきたいと。

さらに、高度機器の導入によって人員増の効果が図られるような趣旨の答弁もありましたけれども、そうした面での積極的な努力もあわせてお願いをしたいと思います。

次に、広域化によって実現した消防業務のメリットについて伺いたいと思います。

広域化消防運営計画では、その第2章で消防の広域化の効果がうたわれております。1番目に災害発生時における初動体制、増援体制の強化、2番目に消防車と救急車の運用効果、3番目に消防救急体制の効果、4番目に施設等整備の充実と有効活用、5番目に消防本部の規模拡大による災害対応のこの5点が示されております。

それぞれ具体的に得られたメリットをお答えいただきたいんですが、冒頭言いましたように、まだ発足しておよそ2年半ということで、当初の計画からすればまだ道半ばということは当然あるわけですが、ただ今日において当初よりもこういう面が前進したという部分は必ずあるはずだと思いますので、その点について伺いたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 広域化によりまして実現した消防業務のメリットということで、先ほど来、説明させていただきました緊急車の現場到着時間の短縮等ございますが、そのほかに、広域化に伴いまして、予防課に査察指導係という係が1つ新たに設置することができました。

こちらは、防火対象物の立ち入り検査、それから違反是正等を担当する係になりますけれども、従前、各3つの消防本部にはこの係は兼務で行っておりましたので、専従化してはおりませんでした。こういった専門業務、知識を持った人間が業務を担当することによりまして、予防行政が従前に比べますと、立ち入り検査の件数もそうなんですが、大幅に伸びております。

先ほど、柏木議員からのお話にもありましたけれども、予防の指導が、今まで3本部あったものが別々の指導にならないように、統一した指導がちゃんとできるようにということで、予防課では一定期間ごと担当者会議を開いて、それぞれ生じる疑義事項ですとか統一する施策等につきましては協議をしております。

また、財政面でみますと、特殊車両や高度な機械の整備には大きな財政負担が伴いますけれども、消防広域化に伴って活用が可能となります緊急防災・減災事業債の活用など、国の財政支援を最大限に活用しまして、最新鋭のはしご車を初め消防車、高規格救急車の整備、また新たな署所の用地確保を進めることができ、財政負担の軽減が図ることができたと考えております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 広域化によって、今日の時点で得られたメリットということを確認をさせていただきます。新しい専従化された査察指導係の設置及び予防指導の統一化、そして財政面での伴う特殊車両や大型機器の整備、これについて積極的な対応ができているということです。

先ほども紹介があったように、私ども佐賀広域消防に過日、視察に行かせていただきまして、私もそこで緊急防災・減災事業債について改めて質問させていただいて、回答を得たわけですが、そうした国の補助も積極的に使う中で、当組合のさまざまな体制、設備等を今後も一層充実していただけるように、あわせてこれは要望したいと思います。

次に、2016年の3月の臨時議会で、中郷分遣所への救急車の配備について答弁がありました。7月1日以降、救急体制がうまく回るようになったところで、北部方面の救急車を1台中郷の方面に回して運用するという趣旨の答弁があったんですが、具体的な検討はどこまで進んでいるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

そこで、まず中郷分遣所への救急車の配備については、一つは狭隘なスペースをうまく活用して、救急車両のみならず必要な機材を配備すること、2つ目には、狭隘な今の分遣所の建物を救急車両も配備できるように改築を図ること、同時に移転先の用地を確保すること。3つ目に、その際に、中郷地域の地理的特性や橋梁の位置などを考慮した適切な場所を選択すること、こうしたことが考えられるんですけども、こうした課題を受けとめて、現在のところ具体的な検討はどこまで進んでいるのか、率直なところをお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 古木消防次長。

○消防次長（古木 稔君） 中郷分遣所への救急車の配備につきましてお答えさせていただきます。

三島消防署中郷分遣所への救急車配備につきましては、平成28年3月の臨時議会におきまして、救急車配備は分遣所の建てかえ時に合わせ、車庫や仮眠室のスペースを確保して整備したい旨を説明させていただき一方、分遣所の建てかえ前に救急車を配備する場合には、仮眠室のスペースがとれないことから、消防車両との乗りかえ運用になる旨も御説明させていただきました。

消防本部では、それ以降、管内の救急出動の状況等を調査し、関係部所で検討を続けておりますが、当消防本部管内の救急出動件数が単年度で500件を超えて増加しており現状の消防力のまま救急車を中郷分遣所に配備しますと、この車両は中郷地域以外の救急事案に出動することを余儀なくされることが想定されます。

また、救急事案に出動中は、消防車が分遣所にあっても、火災や救助事案に対応できない等、乗りかえ運用には多くのリスクが伴います。

救急車の配備につきましては、他署所からの車両の配置がえや新たな救急車を増車するなどの方策が考えられますが、中郷分遣所で救急車を専従運用するという消防力の増強には、職員の増員を行わないと難しい状況でございます。

分遣所の建てかえを控え、消防本部では引き続き建てかえ場所の検討や隊の運用方法等につきまして多面的に検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 中郷分遣所への救急車の配備については、さまざまな課題があるということとは以前にもお話がありましたし、改めて確認をできました。

確かに、そういうデメリットもありますし、課題もあるということは確認をいたしますけれども、中郷地域の連合自治会から以前に要望書が出されているということもありまして、地域住民の悲願ともなっているんです。

ですから、広域化運営計画はもとより、計画の前倒しも含めて一刻も早く実現できるように、これは要望したいと思っておりますけれども、広域消防運営計画の消防施設整備計画では、2020年度に用地調査、選定を行い、翌年、中郷分遣所用地約240坪、8,400万円で取得して、2022年R C造で500平米程度の基本実施設計を実施し、2023年度に約2億円で施設建設の予定とされています。

先ほども紹介しましたがけれども、佐賀中部広域連合、佐賀広域消防局では、緊急防災・減災事業債を積極的に活用して、整備計画の策定のもとに積極的に署所の建設を実施しているんですが、聞くところによりますと、こうした緊急防災・減災事業債を活用するには、厳格な整備計画等を確立するということが求められるということですので、現在、当組合の中にはそれはないというふうにお話もあったように聞いておりますので、ぜひ今後、地域の悲願である中郷分遣所への救急車の配備について、さまざまな国の補助金等を活用するというを視野に入れた上で、改めて一刻も早く実現できるように要望を重ねたいと思っております。

ここで、私から、先ほど柏木議員への答弁に、消防長の答弁の若干気になった部分についてお話をしたいと思います。

柏木議員からは、職員の人事管理について細かな質疑があったんですが、消防長から職員の勤務姿勢についてということで、テーマでお話があったと思うんです。

先ほど来、話がありましたように、消防長の就任以来の御努力については敬意を表しますけれども、消防力の整備指針に関して体裁を整えるよりもというような話があったと思うんです。

私は、職員の高い倫理観とか使命感はとても重要だと思います。これなくして、特に地域住民の生命・身体・財産を守るべき消防職員の本来の役割は果たせないというふうには私は思います。

しかし、消防長の言う体裁を整えるということよりも、それが実現してこそそうした職員の高い使命感や倫理観が実践できるんじゃないかと思うんです。やはり、不十分な状況の中で、不十分な設備の中で、体制の中でそうしたものを求めるだけでは、いわゆる過重な勤務の要望になる可能性もありますので、そのあたりはぜひ適切なリーダーシップの発揮を今後ぜひ、お願いをしたいというふうには要望しておきたいと思っております。

次に、広域化による災害対応について質問いたします。

近年、各地で大規模災害が発生し、火災及び救急業務以外の、大規模水害等で消防組織の果たす役割が非常に大きくなっていると思います。そこで、当組合が期待される災害時の対応などについて伺いたいと思っております。

最初に、ことしの西日本豪雨災害、一昨年の9月の関東・東北豪雨災害など広域に及ぶ豪雨災

害が発生していますが、当消防組合管内での大規模災害をどのように想定しているのか。水害だけではなく、例えば富士山の噴火等もこの地域の懸案事項の1点かもしれませんが、それも含めてどのように想定されているのでしょうか。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 下山議員の、管内での大規模災害をどのように想定しているのかとの御質問にお答えいたします。

富士山南東消防組合消防計画において、平常時の体制で対処でき得る規模の災害を通常災害と、大規模火災、風水害等自然災害、地震被害などを非常災害と定め、対策を計画しております。

議員が御質問の大規模災害、また豪雨での災害は非常災害に位置づけられ、これには職員の非常招集や予備車両の活用などで災害への対応を行います。

災害想定につきましては、構成市町が作成しております洪水及び土砂災害等のハザードマップをもとに、急傾斜地における土砂災害、浸水が予想される低地などでの冠水被害など危険箇所での災害発生を想定し、警戒をしております。

なお、災害による被害が広範囲に及び、単独消防本部では対応できないような大規模災害の場合は、近隣の消防本部との連携や静岡県消防相互応援協定に基づき県内の消防本部に応援要請を行い、さらなる大規模災害においては、緊急消防援助隊の出動を要請しております。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 改めて、今、概括的な御答弁だったんですが、例えば私の住む地域は狩野川や大場川、境川等の3つの河川が集中している地域でありまして、水害が想定されているところ です。

当組合管内で、大規模災害、もしくは非常災害というものの具体的な災害の種類、地域、どのようなものがあるかお答えいただきたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、具体的に各地域を限定するということは準備しておりません。それは、現在でも極地で、先日も裾野市内で局地的な、時間雨量120ミリという局地的な豪雨が発生しておりますけれども、そのように地域を限定することなく体制をつくることで対応しております。

先ほど言ったように、個別の案件に関してはハザードマップ等をもとに検討するというようになります。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 具体的な地域を限定せずに、想定していないということですが、やはり各市町のハザードマップに示されている災害の発生については、当然それを集約すれば消防本部としても、当組合としても、どの地域にどういう災害の発生可能性があるということを各市町が想定しているということが把握できるわけですから、そうしたものを当組合、消防組合としても具体的に捉えて、そして想定をし、対応するということが必要ではないかというふうに私

は思います。

そこで、例えば組合単独で全域の災害発生想定、もしくはハザードマップ等の検討も求められるかもしれません。今後の御検討をお願いしたいと思います。

2番目に、広域化による管内の大規模災害、先ほど非常災害という言葉でしたけれども、その非常災害への対応の効果についてどのように考えるのか伺いたいと思います。

広域消防運営計画の第2章第5節では、消防本部の規模拡大による災害対応では、大規模災害への相互出動、緊急消防援助隊の派遣、受援体制の強化が示されています。

そこで、現時点でのこの第5節に当たる大規模災害への対応の効果について、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 大規模災害への対応の効果についてお答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、当消防本部単独の消防力や各市町の防災力を超え、対応が困難となるような大規模災害時には、相互応援協定や緊急消防援助隊による応援を受け、応援隊とともに災害対応いたしますが、県や東部の調整本部に職員を派遣するに当たって、広域前は3本部から派遣されていた職員が1本部のみの派遣となったため、現場職員の増員と2市1町の被害情報の一元化ができ、援助隊要請にも効果があると思われま。

また、広域化の効果として、他の消防機関の応援を受けずに対応できた事案といたしましては、先ほど話しました、本年8月12日に記録的短時間大雨情報が発表され、局地的、局所的に大雨が降りました裾野市において、水害による緊急通報が多発し、裾野消防署の全隊が事案対応で出動したため、その後の事案対応が困難な状態となりましたことから、三島消防署北分遣所及び長泉署の消防隊を災害警戒準備のため裾野消防署に出動させ、待機の体制をとっております。このように、災害が発生していない署からの応援が迅速に受けられ、次の災害に対応できる体制が維持できたことは、広域化の大きな効果だったと考えております。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 今、具体的なお話がありました。裾野市における水害の救急対応を、発生を、備員して三島市内の北分遣所や長泉からその消防署への派遣ということがあったということですので、これはまさに広域化ならではだと思えます。これがもし広域化されなかったらば、裾野消防署だけで対応していたと、するということになるわけですので、その点では広域化の効果がここで確認できるというふうに思えます。

ただし、一番最初に戻りますように、やはり消防力の整備指針から比べても64%という職員の充足率がありますので、同様にこれはやはり高めていかなければ、そうした的確な対応も実質的にはなかなか残ったところ、派遣先はいいんですけれども、残されたところについては不十分、手薄になるということもあり得ますので、やはり全体的には消防力の整備指針に基づく充足率、職員の充足率を高めるという努力も進めながらも、ぜひ広域化による効果を一層発揮されるように期待をしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、南海トラフ地震が想定されているわけですが、大変広域になります。関東南部、さらには東海地域、関西南部、四国、九州の広大な地域での甚大な被害が想定されている南海トラフ地震ですが、この発生の際には、静岡県は全国で11ある重点受援県のひとつとされています。11というのは、当県も含めて愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県です。

この重点受援県のひとつとされていますが、広域応援部隊、DMATなどの緊急消防援助隊の受援を円滑に行うことが必要とされていますが、当組合に受援計画はあるのかということをお尋ねしたいと思っておりました。

それに対して、聞き取りの際に、職員の皆さんから、実はこれあるんですよという話がありました。きょう、それぞれの座っている机の上に置かれておりましたので、これは確認させていただきます。

ただ、まだ全体的に十分見るといいますか、読み取る時間がなかったものですから、その受援計画の概要について、発言できる範囲で結構ですのでお答えいただきたいと。

また、現時点で、今後、整備や強化しなければならない分野とか課題、それがあのかないのか、あったらどういふ分野なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 議員の組合の受援計画についてお答えします。

富士山南東消防組合管内において大規模災害が発生し、緊急消防援助隊等の応援を受ける場合を想定し、消防計画の中に受援計画を策定しております。

受援計画は、当消防組合の消防部隊及び担当市の応援部隊が迅速かつ効果的な警防活動を確保するため必要な事項を定めているものです。

内容につきましては、大規模災害時に当消防本部に警防本部を設置するとともに、市町災害対策本部や県の調整本部及び東部方面調整本部へ職員を派遣し緊急消防援助隊との連絡調整を行うことなどを定め、あわせて各市町における野営地の指定、ヘリコプターの離発着場所、応援部隊の燃料補給体制などを計画しているものです。

議員御質問の、現時点での整備及び強化しなければならない分野、課題ですが、やはり県や東部の調整本部に派遣する職員や各応援隊への誘導員などの役割が非常に重要となってきます。その重要な役割をえる職員への、事前計画で定めている職員の教育訓練を今後も強化することが課題だと考えております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） そうした分野も含めて、受援計画が当初の目的どおりしっかりとできるように、今後も対応をお願いしたいと思います。

最後に、これは議長にお願いですけれども、こうした重要な計画が、実は私、先ほどもいいましたように、今回の質問を通じて初めてあるということがわかったわけです。

当議会に対しても、受援計画の策定ということについて報告はなかったように思うんですが、もしつくれたら、ぜひ適宜、適切な時期に、なるべく早めに議員にも配布されるように、議長から当局に対して要望していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（土屋俊博君） 以上で下山一美君の発言を打ち切ります。

以上で通告者による一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を打ち切ります。

◎閉会の挨拶

○議長（土屋俊博君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 平成30年富士山南東消防組合議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合議会9月定例会を招集させていただき、御提案いたしました各議案等につきましては、慎重に御審議をいただき、議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

今議会で賜りました貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますけれども、組合議員の皆様におかれましては、今後ともこの富士山南東消防組合の消防行政発展のため御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、まだまだ残暑厳しきものと思うわけでございまして、皆様方にはますます御健勝にて御活躍されますよう心から御祈念申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（土屋俊博君） 以上をもちまして平成30年富士山南東消防組合議会9月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時27分

地方自治法第 123 条の規定により署名する

平成 30 年 8 月 20 日

議 長 土 屋 俊 博

署 名 議 員 井 出 春 彦

署 名 議 員 石 渡 光 一